

平成26年10月3日  
国土交通省  
佐伯河川国道事務所

## ～道路を守るため～ 「特殊車両指導取締り」を実施しました！

国土交通省佐伯河川国道事務所は、5月～9月の上半期に国道10号、国道57号において、警察署と合同で「特殊車両指導取締り」を実施しました。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値※）が車両制限令により定められています。

このため、最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

佐伯河川国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を上半期で5回実施した結果、検査台数28台のうち、5台の違反を確認・指導しました。

※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ



▲特殊車両指導取締り状況

今後も安全・安心な道路を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

※特殊車両を使用する業者の皆様へ

熊本「滝室坂」の防災工事が完了したことにより、特殊車両の通行許可ルートが変更になっています。ご注意ください。

問い合わせ先

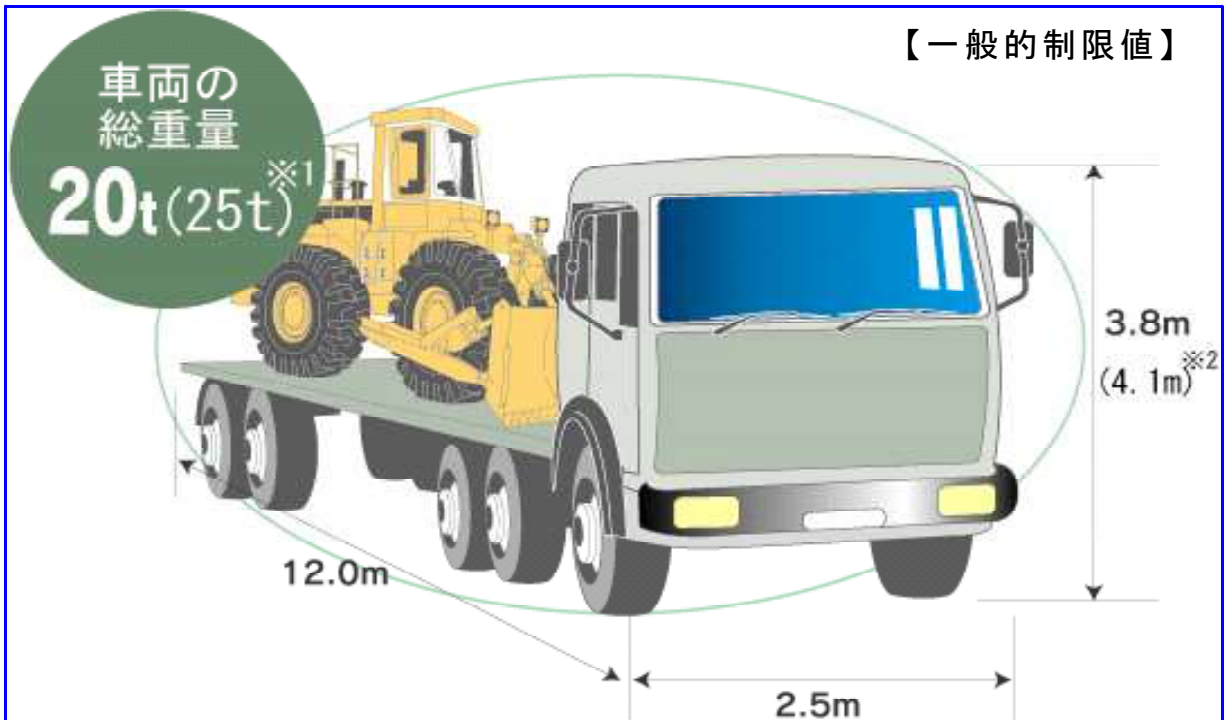
国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL：0972-22-1880

技術副所長 浅井 博海(あさい ひろみ)

道路管理課長 鶴林 保彦(うばやし やすひこ)

【一般的制限値】



※1: 高速自動車国道又は重さ指定道路のみ走行する場合

※2: 高さ指定道路のみ走行する場合